

令和7年度 第3回 十日町市上下水道事業審議会 議事録

日 時 令和7年8月28日（火）14：45～17：04

会 場 十日町市役所防災庁舎 大会議室

【出席委員】小松俊哉委員（会長） ほか 10 名（学識経験者 5 名、利用者代表 6 名）

【事務局】 十日町市上下水道局上下水道課 8 名、有限責任監査法人トーマツ 2 名

【傍聴】 8 名

【報道機関】 なし

1 開会

《事務局》

第3回十日町市上下水道事業審議会を開催させていただきます。本日の審議会ですが、委員12名中11名の委員が出席ですので、審議会規程によりまして本会議が成立しております。それでは次第に沿って進めます。開会にあたり上下水道局長の山田がご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

《上下水道局長》

本日はお忙しい中、第3回十日町市上下水道事業審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日13時から下水処理センターの施設見学会ということで、ご参加いただいた委員の皆さまにおかれましては、お暑い中、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。本日、管理者であります関口市長が不在のため、私から一言ご挨拶申し上げたいと思います。

前回の第2回の審議会におきましては、下水道使用料を据え置く場合の経営状況と、また改定する場合の目安となる2つのパターンを提示させていただいたところでございます。その際の、委員の皆さまの感触といたしましては、将来的に負の遺産を残さないためには、改定すること自体はやむを得ないとの多くの意見を頂戴したところでございます。一方で、改定率につきましては、市民負担に極力配慮すべきとの意見が大勢を占めたと捉えているところでございます。

本日はこれまでの審議を踏まえて、いろいろ議論を重ねてまいりましたポイントについて、改めて振り返るとともに、改定率についてより審議を深めていただきたいと考えております。また、直接の答申事項ではないのですが、下水道料金体系に関する情報提供についても予定をして

おりますので、またそれぞれのお立場から、忌憚の無いご意見を頂ければ幸いに思っております。

将来に当たりまして、持続可能で安定した下水道事業が継続できますよう、本審議会におかれまして、皆さまから積極的なご議論を賜りますよう繰り返しお願い申し上げ、簡単であります但、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

《事務局》

それでは次第に沿って進みます。これより先は規程第 6 条に基づきまして議長となる小松会長に進行を交代いたします。小松会長よろしくお願いいたします。

《会長》

長岡技術科学大学の小松です。会長職を務めさせていただいております。今ほど上下水道局長からもお話がありましたとおり、前回の審議会では、十日町市において今後の持続可能な下水道運営のためには、下水道使用料の引上げはやむを得ず、必要であるとの合意が得られたと思います。本日は、改定率の程度の方針についてを中心に審議を行っていきます。委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から、活発なご議論をお願いできればと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 報告事項

《会長》

それでは次第に基づいて進めたいと思います。次第 3（1）経過報告について、事務局から報告をお願いいたします。

（1）第 2 回の経過報告

《事務局》

第 2 回十日町市上下水道事業審議会議事録のダイジェスト版をご覧ください。8 月 5 日に第 2 回を開催させていただいております、その議事録の要約版になります。また、本日は全文版の方もお配りしておりますので、それらを以って経過報告とさせていただきます。なお、この内容については、ホームページでも公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それではダイジェスト版の 4 ページをお開きください。宿題になっていた事柄がございますので簡単に紹介させていただきます。E 委員からのご質問で、改定後の使用料の目安を、一般家庭

については提示いただいたが、大口利用者を中心にどのくらいになるか教えてほしいというご意見がありましたので、この後の説明の中で資料をお示しいたします。

また、6 ページの中段になりますが、H 委員からのご質問で、事務局が提示しました改定幅が非常に大きいということを、慮ったご意見でございまして、ここで繰出基準内という言葉がありますが、一般会計から正々堂々といただける繰出金の話になりますけれども、その中の分流式下水道の経費などを繰入れすれば、そこまで値上がりしないのではないかというご意見でありました。その後にも十日町市の考え方としてどのように整理しているのかということでございまして、第 2 回審議会の場合でも口頭でお話ししたところではありますが、繰入金については満額いただくシミュレーションになっています。特にご指摘がありました、分流式下水道の経費と呼ばれる繰入金については、制度が非常に難しいというところがある中で、改定率を可能な限り抑えるということで整理をしております。この後に説明をさせていただきます。

それから 9 ページをお願いします。下水道事業の会計の中身について、処理施設に応じて十日町市は 5 つの処理形態の下水道事業がございまして、それを一緒に考えているということでございまして。この部分は非常に説明が不足していたということでありまして、N 委員様からのご意見の中で、公共下水道の黒字を他の下水道事業の赤字に補填している構図になっているのではないかというご指摘もありました。そのあたりもこの後の説明で、資料を提示させていただきたいと思います。経過報告については以上とさせていただきます。

《会長》

今ほど事務局から第 2 回審議会の経過について報告がありました。これについて何かご不明な点はございますでしょうか。事務局がマイクをお待ちしますので挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。無いようでしたら次に進みます。

(2) 第 2 回審議会での保留事項について

《会長》

続いて次第 3 (2) 第 2 回審議会での保留事項について、事務局から報告をお願いいたします。

《事務局》

当日資料 1 の 3 ページをお開きください。先ほど、十日町市の下水処理について、処理施設が複数あって、それを一つの事業として考えているという話をさせていただきましたが、その資料になります。十日町市の下水処理施設については、①から⑤までの事業を、一つの下水道事業会計の中で運営をしております。①が公共下水道、「公共」と呼んでおりますが、十日町市の中心

部を広くカバーする処理方式ということでございます。②が特定環境保全公共下水道で、「特環」と呼んでおりますが、公共下水道の一種ということでございまして、これが十日町・川西・中里・松代・松之山の住宅地を中心にカバーする処理方式ということでございます。③が農業集落排水事業で、「農集」と呼んでおりますが、十日町の下条・鎧島地区、川西の三箇・木落・仙田地区、松代の室野地区といった、農業振興地域の農家集落を中心にカバーする処理方式ということでございます。④⑤は、いわゆる浄化槽の処理方法ということでございまして、今ほど申し上げた①～③以外の地域に広く点在しております。それ以外に、市が管理をしない、個人で設置して浄化槽を使って処理をしている皆様もいらっしゃるというような状態でございます。この中で①～⑤を下水道事業会計の範囲として捉えております。

続いて4ページです。今ほど5つの処理形態に係る事業を紹介しましたが、それぞれの採算性がどうかという資料です。これは赤字補填ゼロとなる改定率パターン①を取った場合の、それぞれの年度の収支状況ということでございまして、公共下水道、特環下水道につきましては黒字運営が可能で、それ以外の農業集落排水、浄化槽の両事業については、改定したとしても赤字状態が続くということでございます。ただし、合計するとそれぞれの年度で全て黒字経営という中で、N委員様からご指摘をいただいたように、公共下水道がその他事業を支えている構図があるというのは事実でございます。このことが、改定率を押し上げて、経費回収率を押し下げる要因のひとつにもなっているということでもあります。当市としましては、どこにお住まいであっても、同じ市民ということでありまして、生活環境の向上を一体的に図っていくという観点の中から、これまでも一つの会計で運営をしておりますし、今回の改定にあたっては、この考え方を継続した中で、ご検討をお願いしたいというふうに考えております。続いて、5ページ以降はトーマツ様から説明をさせていただきます。

《事務局》

資料の5ページ目でございます。十日町市の一般会計繰入金ですが、こういった種類の繰入金が、一般会計から下水道会計に入っていくのかをご説明できればと思っております。緑色とピンク色に色分けしている列があります。緑色が基準内繰入金で、これが正々堂々と一般会計からもらえる繰入金です。そして、基準外繰入金は、総務省が定める基準内というところではなくて、基準の外で十日町市独自に一般会計と協議で決めて、もらっていくという繰入金になります。

代表的なものをかいつまんで説明しますが、一番上の行で、基準内繰入金の雨水処理負担金というものがあります。雨が降ったら洪水にならないように、下水道事業で雨水の処理もしているというところでございますが、雨が降ったら処理するコストがかかるというもので、これはどなたに料金を負担してもらおうとか、そういった議論ではなくて、税金というか繰入金で負担しま

しょうという考え方になっておりまして、この雨水の処理にかかる経費というものは、全て基準内繰入金で賄われているというルールになっております。

その下、基準内繰入金というところが続いておりまして、たくさんありますが一番金額の大きいのは、分流式下水道等に要する経費です。分流式というのは、雨水と汚水を分けて流そうという処理方式になっておりまして、合流式といって雨水と汚水を合わせて処理するより、環境負荷が少ないので、分流式下水道を整備する場合には、こちらに対する経費が繰出されるというものになっております。

次に基準外繰入金を説明させていただきます。基準外繰入金が2行に分かれておりますが、どちらも過疎対策事業に係る地方債つまり借金に対する繰入金でございます。右側の説明欄を見ていただくと、過疎地域のみ発行可能な地方債というもので、十日町市はこれが発行可能な地域と整理されており、実際に発行もしています。

過疎対策事業債は総務省の繰出基準を見ると、基準の中には無いため基準外ということになるんですけれども、この過疎債の借金返済に対して、交付税措置といって、国からお金が十日町市に入っております。そのため基準の外ではあるんですけれども、国からお金をもらっているという部分がありますので、実質的には国のルールに基づいている基準内に近い性格を持っているというものでございますが、十日町市では基準外繰入金として整理をして下水道事業に入ってきているということでございます。

次に6ページでございます。こちらはそれぞれの金額感を記載しております。変化があるところだけご説明すると、基準内繰入金のところで分流式下水道等に要する経費以下をまとめて金額を記載しているんですけれども、合計欄をご覧くださいと、令和6年度から令和12年度までの変化を記載しておりまして、この分流式下水道等に要する経費を含む繰入金については5億4千万円ほどから7億9千万円ほどに上がっているというところでございます。こちら何が要因かというと、減価償却費が上がってきておりまして、減価償却費が上昇するとこちらの繰入金が増えるという仕組みになっておりますので、それによって金額が大きくなっていったということでございます。

そして同じく金額の変化が大きいところで、先ほどご説明した基準外繰入金の過疎債の部分です。下から5行目の過疎債の利子分と、一番下の過疎対策事業これが過疎債の元金分が、2つセットで令和6年度と令和12年度を比べるとかなり大きく上昇していています。建設改良を大きくされて、それに対して過疎対策事業債つまり借金を大きくしているため、令和12年度に金額が大きくなっているというものになっています。

そして最後に、下から3行目で、先ほどご説明しませんでしたけれども、下水道事業債特別措置、普及対策、臨時措置、特例措置をまとめて記載していますが、こちらは過去に国の財政の事

情などにより、借金の償還に対して特別な措置があった部分でございます。これは過去にあった借金がどんどん減っていくために、令和 6 年度と令和 12 年度を比較すると大きく減っており、今後もこれは減少し続けていくというものになっております。説明は以上です。

《事務局》

今の説明に追加させていただきます。今ほどの説明のありました繰入金は多種多様にあるわけですが、こちらについては毎年、国により制度検討されるものでございまして、その制度改正等があれば、経営の方に良くも悪くも大きな影響を及ぼすものです。私どもとしては国の制度改正等を視野に入れながら、常にこまめな検証を行うことで、将来の持続的経営を第一に、市の繰入れ方針等々を固めていく所存でございます。

《会長》

今ほど事務局から、第 2 回審議会での保留事項について説明がありました。これについて何かご不明な点などございますでしょうか。

《A 委員》

前回、一般会計から正々堂々ともらえるお金を精査してくださいというお願いを差し上げたところ、今回のご説明をいただいたところです。基準内繰入金の算定方法は事務局がおっしゃったとおり、一部難しい点がありまして、解釈の違いもあることから、私的には一部疑義がございます。ただ、そうは言うものの、一般会計からこれぐらい資金を投入しないと、経営が成り立たない。さらには本日お示しいただいた、この当日資料 1 の 4 ページで、公共下水道事業と特環と言われる、いわゆる公共下水道の方で黒字を出して、他の事業会計の赤字を支えていかないとトータルとして事業が成り立たない。また、市民の負担の公平性を図るために、皆さまに平等な負担を求めるという、市のお考えについては、尊重の方をさせていただきたいと思っております。

《会長》

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。それでは特に無いようですので、議事を進めたいと思います。

4 審議事項

(1) 改定率について

①これまでの審議の振り返り

《会長》

続きまして、諮問事項の審議に入ります。次第4(1)改定率についてのうち①これまでの審議の振り返りを事務局から説明願います。

《事務局》

これまでの振り返りというところで、どうしても下水道事業の制度自体が複雑なものですから、1回、2回、お聞きになられたとしても、なかなか理解の方が追いつかないのかなというところも反省点としてありまして、いろいろな審議・状況を加味した中で、振り返りの機会を頂戴したいと思います。改めまして、ポイントの方を絞って説明させていただきますので、現状と課題をお聞きいただければ幸いです。

資料1の3ページ目をご覧ください。当審議会におきましては、令和6年度に一度開催させていただいておりまして、その概要になります。下水道事業に関しては経営状況は厳しいという話を中心にさせていただいたところですので、こちらについてはまた、お時間があるときに振り返りいただければと思います。

続いて、4ページをお願いいたします。4ページ以降が今年度の審議会ということでございまして、7月4日に第1回、8月5日に第2回ということで開催をしております。7月4日におきましては、下水道使用料の改定についてということで、諮問をさせていただいております。その諮問に対して答申いただきたい事項ということで、2番に改めて書かさせていただいておりますが、「①改定の必要性の有無」それから「②改定率、適切な改定の程度」、この2つが答申事項ということでございます。その他、委員の皆様のお立場に沿ったご意見等々あるかと思っておりますので、①番、②番以外の意見については、附帯意見という形で取りまとめをさせていただきます。

続いて、5ページをお願いいたします。第1回審議会において、使用料の在り方に関する基準という話をさせていただきました。言いたいことは2点でございます。まず、下水道事業会計は公営企業会計でございまして、大原則として、一般会計からの負担に頼らず自活することが必要だと、つまり独立採算ということでございます。ここでいう負担（繰入）というのは、いわゆる赤字補填のことを指しております。これによる改定率の案としましては、パターン①として37.1%増を採用いただくと、ここがクリアできるというものでございます。下段の方をご覧ください。独立採算が原則ということではありますけれども、経過措置的な国の考え方も整理されておりまして、住民負担へ配慮した設定とすることが可能であると。ただその配慮に当たっては、経費回収率等の目標水準にこだわる必要があるということで、こちらの考え方をよりどころといたしまして、改定率のパターン②24.5%増というものを提示させていただいたところです。

次の6ページをお願いします。今ほど経費回収率という話をさせていただきましたが、これは何かということの説明資料になります。赤字のところを読みますが、経営状況のバランスを最も端的に表す指標ということでもあります。100%に近いほど経営状況は良好であるということです。今ほど言いましたけれども、80%以上が事実上の目標値となっている現状がございます。最下段をご覧くださいと、当市の状況としては、令和6年度は81.9%という状況、令和12年度は見込みですが、何もしないであると64.3%ということでございます。全国平均は令和4年度のデータで古くて恐縮ですが約96%程度という状況になっているということでございます。

続いて7ページをお願いします。今回の改定率の検討をお願いするにあたりまして、大前提となります今後の改良更新事業のお話になります。こちら第1回の審議会で説明させていただいたところですが、総事業費として15年間で切り取りますと、146億2千7百万円で、年間平均9億7千5百万円ということでございます。15年間とお示したのは、ある程度、こちらの方で精緻な見立てができて期間ということでございます。参考を書いてありますが、そのうち令和8年度から令和12年度、今回の改定の料金算定期間に関係する年度ということでございますが、それに絞りますと62億3千1百万円で、年間平均12億5千万円でございます。下段の四角囲みをご覧ください。下水道施設が次々と耐用年数を迎えている状況の中で、老朽化対策、災害対策、事故対策、経営効率化対策、これらの事業を確実に実施していく必要があります。将来に渡る持続可能な事業運営のため、確実に実施していかないとダメだと、そういう状況にあるということでございます。

続いて8ページをお願いします。必要なお金の話はさせていただいたのですが、使用料の見込みがどうなのかということで収入面の話になります。令和6年度から令和12年度にかけて、10.3%使用料収入が減少するという状況でございます。その傾向は令和13年度以降も続いていくということでもあります。原因としましては、人口減少による有収水量の減少というのが一番大きいです。下段の表は運転資金の話になります。令和6年度と令和7年度は、赤字補填を受けていることもあり、5億円近い資金を手元に置きながらの運営ができておりますが、令和8年度から仮に赤字補填を受けないで、なおかつ料金改定もしないという場合には、令和9年度には早速資金が枯渇するような状況ということでございます。

続いて9ページをお願いします。こちらは令和12年度を切り取った収支状況のイメージ図になります。この中で、赤色着色の部分が、収入が足りない部分ということでございます。令和12年度で、収支不足額が2.5億円ということでもあります。同じことを令和8年度から12年度にかけて行いますと、合計で12億円ほどお金が足りないという状況でございます。この12億円をどうやって穴埋めするかというのが、改定率パターン①とパターン②になってきますが、パターン①の場合は、これを全て使用料で補わせていただくということになりますし、パターン②を取る

場合は、使用料と赤字補填を混ぜ合わせて補っていくという図式になるということでご理解をお願いします。

続いて 10 ページをお願いします。こちらは今ほど改定率のパターンをお話ししましたが、比較表になります。下段の方は、それぞれの処理水量ごとの値上がりイメージになります。上段の方をご覧いただきたいと思いますが、据え置きと①と②のパターンがあるということで、留意する点がそれぞれ書いてございますが、【独立採算】自活できるのかどうか、【経費回収率】目標値である 80%を維持できるのかどうか、【国基準】使用料対象経費のうち維持管理費は必ず使用料で賄えているのかどうか、【運転資金】独立採算、経費回収率をクリアしても、肝心の運転資金がショートしてしまうと経営ができませんので、そこは大丈夫かどうか、この 4 つの項目に留意する必要があります。それぞれのパターンごとでクリアしているかどうか、というところをご確認いただきたいと思います。②負担軽減パターン【独立採算】のところ「△」になっていますが、これはパターン②を採用した場合は、パターン①に向けての段階的な意味合いがありますので、ここは「×」ではなく「△」とさせていただきます。下段の表は、先ほど言いましたように、処理水量区分ごとの値上がりイメージでございますので、小口の家庭、平均的な家庭、大所帯の家庭、それから事業所に関しましては、小規模な事業者様から、中小企業、大きな企業とありますけれども、それぞれのイメージの額をご確認いただければと思います。なお、一律に改定率を乗じて算出した数字でございますので、これは料金体系しだいで、この数値も変わってくるということはお理解をよろしくお願いいたします。

最後に 11 ページをお願いします。今までの説明をさせていただいた中で、前回、委員の皆様の率直な感触を確認させていただいております。料金改定の必要性については、総論的には改定はやむを得ないという意見が多数でありました。例えば、「今後の安定した下水道運営を考えると、改定なしはあり得ない。」という意見、「合併以降、一度も料金増改定がないこと自体がどうか。どの企業も価格転嫁に努めており、公営企業においても同様と考える。」という意見、「全国的に多様な事故が起こっている中で、負の財産を残すわけにはいかない。将来的な費用に対応していくためには、料金改定もやむを得ない。」というご意見がありました。

続いて、改定の程度に関してでございますが、まとめますと、急激な市民負担増を憂慮する意見が多数でありました。「パターン①は、改定率が非常に高いというイメージで、大きな負担がかかる。」「パターン②の改定率で進めていくのが現実的ではないか。」というご意見がありました。また、「一般家庭それから中・大口利用者に対して、大きな負担にならないような方向性が良い。」というご意見、「基準内繰入金を最大限もらった上での改定とするべき。もう一度確認いただきたい。」というご意見、「非常に物価が高くなっており、消費者は苦しい立場にある。一気に引き上げると生活に支障をきたす。極力負担をかけないような改定をしたい。」というご意見、あ

とは「一般家庭の数字を見ると、パターン①にして、2段階で上げることも考えられる。」というご意見、最後に「人口が減る中で、市全体で下水道事業をどう考えていくかという視点も必要。」という大きな観点でのご意見も頂戴したところです。これらを振り返りとさせていただきたいと思います。説明は以上です。

《会長》

ありがとうございました。今ほどの事務局からの説明について、ご質問やご意見ありますでしょうか。これまでの審議の振り返り、ポイントということですがけれども、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、特に無いようですので、議事を進めたいと思います。

②他自治体との比較について

《会長》

次に事務局から、②他自治体との比較について、説明願います。

《事務局》

資料2（修正版）の25ページをご覧ください。使用料単価の他の自治体との比較をさせていただいているところでございます。十日町市の下水道使用料が、他の自治体と比較したらどうなのかというところを記載しているところでございます。

26ページをご覧ください。真ん中あたりに黄色いグラフがありますが、これが十日町市の使用料単価でございまして、令和5年度の数字になっていますが、169.7円という単価になっております。県内の他の市と比較しておりまして、左から高い順に並べております。一番高い団体は上越市様で、一番低いのは燕市様ということになっておりまして、十日町市は真ん中よりちょっと右という11番目、20市の中で11番目という単価になっております。平均は171.0円ですので、平均を少し下回るという単価になっております。

次に27ページをご覧ください。先ほど単純に単価だけでご説明すると、真ん中より少し下という形になるんですが、実は下水道事業はですね、いろんな要因がある中で、人口密度と、下水道がどこまで普及しているのかという普及率の、大きくこの2つにですね、影響を受けるといようなことが一般的に言われております。例えば人口密度の話で言うと、人口密度が低く、人が少ないとですね、下水道を長く引かなければいけないということになりますので、コストが大きくなってしまいます。そこでこれは、県内の人口密度順に縦に並べた表になっておりまして、これはもちろん表示していない上も下もまだあるんですが、十日町市を真ん中に置いて、近い団体様をピックアップして表示してあります。前後で近い団体様が、上の2つが、胎内

市、南魚沼市、下の２つが、妙高市、佐渡市となっておりまして、この団体で比較すると、一番右から２列目に使用料単価が出てますけれども、胎内市が 188.5 円、南魚沼市が 183.3 円、妙高市が 198.1 円、佐渡市が 216.7 円であり、十日町市の 169.7 円を上回っているということで、人口密度に近い自治体様で比較すると、十日町市は単価が安いということが見て取れるかと思えます。

次の 28 ページは参考情報です。全国的にも人口密度であったりとか、雪が降るか降らないとか、そういったことも関係するかと思うんですけれども、そういった地域性によって、都道府県によっても使用料単価はかなり異なるということでございまして、新潟県は都道府県で比較すると、上の方に位置していて、10 番以内には入っていたかと思えます。

最後に 29 ページでございます。直近の動向だと、新潟県内の他市でも、下水道使用料の改定の検討というのが進んでいるという状況でございます。表で R12 使用料単価見込という列がありまして、今検討を実際に行っていて、令和 12 年度にどのくらいの単価になるのかが、ある程度見えている団体様については、その単価を記載しています。ここに数字が入っている団体様が、使用料の改定を検討している団体様になりますので、かなり多くの団体様が使用料改定を検討しているということが見てとれるかと思えます。私からの説明は終わりにさせていただきます。

《事務局》

続いて、今ほどの資料を使って補足をさせていただきます。

29 ページになりますが、改めてご覧いただきたいと思えます。今ほど、人口密度が低ければ低いほど、施設の方にお金がかかるという話があったかと思えます。また、普及率ですが、下水道を普及させればさせるほど、それは当然お金がかかってくるものと考えております。十日町市が人口密度 79.5 で、11 番目にありますが、十日町市よりも人口密度の条件が悪くて、さらにその割に普及率が高くて、かつ料金が安い自治体はほぼありません。中には例外的な自治体もあるにはあるのですが、基本的には人口密度が低いところは、使用料が高くなりがちだということをご理解いただければと思えます。

次に 28 ページになりますが、これは全国の中の県内比較の表ですが、一番右下に全国平均が書いてありまして、ちょうど 3,000 円くらいというところの中で、新潟県は 3,402 円ということで、長野県は県全体の面積が新潟県よりも大きくて、新潟県は全国 5 位の面積規模でございしますが、長野県は 4 位だということで、平均使用料もやはり 3,854 円で、新潟県全体よりも高いということです。一方、東京都は、面積的には 45 位でありまして、やはり効率的な整備がおそらく可能ということの中で、使用料の方も新潟県の半分程度で済んでいるという考え方が成り立ちますので、改めて補足をさせていただきます。以上でございます。

《会長》

ありがとうございました。今ほどの事務局からの説明について、ご質問やご意見はありますでしょうか。説明によりますと、人口密度が十日町市と近い他の自治体の中で比べると、十日町市は現状として使用料単価は低いということかと思えますけれども、どなたかご質問、ご意見などありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは特には無いようですので、議事を進めたいと思います。

③答申（案）の作成に向けた意見の整理

《会長》

次に事務局から、③答申（案）の作成に向けた意見の整理について、説明をお願いします。

《事務局》

資料3をお願いします。前回の審議会の中で、同じような資料を使いまして、委員の皆さまの感触を確認させていただきました。繰返しの説明になりますが、改定の必要性はあるだろうというところが意見多数であり、また改定の程度については、市民負担に配慮したいという意見が多数という状況でございました。本日は、これまでの振り返りや今ほどの他自治体との比較を通して、使用料水準が高くならざるを得ないような事情及び現状についてもお伝えしたつもりです。今後、審議会として答申をしていただくにあたりまして、この改定率の程度というところが焦点になってきます。今後答申（案）を作成して、また委員の皆さまにご検討いただくわけですが、この段階である程度、改定率について方向性を出しておきたいと思っております。また、改定率の表現についてですが、当然、改定率を明記するやり方もあろうかと思えます。例えば、「37.1%とすること」という答申も当然あり得るかと思えます。ただ、委員の皆さまのそれぞれのお立場などを加味すると、改定率を明記しない答申も十分に考えられます。例えば上限付きで記載「上限を何%とし、可能な限り低く抑えること」、こういった表現も答申としては往々にしてあるところでございます。また、改定率を明記しない「国の基準に照らし、可能な限り一般会計から繰入れを実施した上で改定率を検討すること」、といった書き方が例としては考えられるわけですが、この辺の答申の表現というのも、判断の余地があるところでございます。改定率の程度の話、それから答申の表現についてを、できれば今回は全委員の皆さまから、理由も添えた中でご意見を頂戴したいと思っております。急なお願いで大変恐縮ですがよろしくお願いします。

《会長》

それでは今ほど事業局から提案がありました、委員の意見確認について、どなたかご意見ありますでしょうか。すべてを回答する必要はありません。現時点で判断しかねる部分もあるかと思いますが、気兼ねなくご発言、ご質問等をお願いいたします。

《B 委員》

発言の前に、改定率について、独立採算性を取るかと取らないかということがよく出てきますが、何も知らない私たちから見ると、なぜ独立採算性を目指すのかな、今までは独立採算性ではない運営をしていたにも関わらず、今後はなぜそれを目指しているのかというところを教えてください。

また、各自治体で経費回収率が 80%という数字を満たしていないにも関わらず補助金をもらったりと、その辺の仕組みもよくわからないまま、どの辺を目指すのがいいのかということがよくわからないところです。

もう一つ、資料 1 の 10 ページの「改定率の比較と値上イメージ」で、②負担軽減パターンの赤字補填額が据え置きパターンに対して、平均 8 千万円と非常に低い値になっています。この辺が今の現状とまた大きく変わっているのは、どのような試算から出ているのかを教えてください。

《事務局》

まず、独立採算をなぜ目指さなければいけないのかというところなんです。固いお話をしますと、資料 1 の 5 ページをご覧くださいと、独立採算が大原則ということで、私どもが勝手に決めていることではなく、地方財政法や地方公営企業法で目指すことと定められています。もうちょっと固い話ではなくてということになりますと、当然将来的に下水道事業を円滑に持続可能な形で進めていくためには、赤字補填のような仕送りに頼らずに使用者の負担で回していかなければいけないと、そういう言い方になります。赤字補填をもらいながらやればいいのかという話も、当然分かる部分もあるのですが、その赤字補填も市民の税金であり、下水道を使っていない方の税金もそこに含まれるということになってしまうため、基本的には下水道事業は下水道を使っている方からご負担いただくものであるということが、この法律の建て付けであり、事務局としては当然この法律に則った形で運営を目指さなければいけない状況でございます。

経費回収率 80%については、国が言及してきたのが令和 2 年から 3 年ぐらいのことで、それまでは各自治体が、ある意味自分たちの判断の中で自由にやっていた現状がございます。そして令和 2 年度から、国が半強制的に地方公営企業化を進めておりまして、それまでは本庁予算の中の一部である特別会計として運営していたものが、独立して経営を考えなさいということで、今で

はほとんどの自治体が地方公営企業化しています。したがって、経費回収率 80%という目標が設けられたのは、概ねそのぐらいを境にしてということで、どこの自治体もそういう状況があるがゆえに、改定を盛んに行っているという状況でございます。

それから、赤字補填については、今後必要となる建設改良更新の費用を確保するために、どうしても使用料収入の確保もついて回るということです。その上で、今は運転資金約 5 億円を手元に置きながら安全運転をしているわけですが、そこをまず最低限の 1 億円まで減額させて料金改定を抑える方向の動きを取ろうと考えております。その結果、負担軽減のパターンを取ったとしても、平均 8 千万円ぐらいの赤字補填をいただければやっていけるという状況となっております。

《B 委員》

経費回収率といった考え方も含めて、今回我々がこの審議をするにあたって、独立採算性を取るのか取らないのかというのは、市全体の審議みたいな話ではなくて、やはりこの審議会でどちらを選ぶのかということを考えていくことになるのでしょうか。

《事務局》

料金改定をする場合は、最終的に議会の議員のみなさまの議決をいただく必要がありますので、最終的に判断をするのは議会ということになります。それに対して私どもがどういう条例改正案を上げていくかの参考にするために、審議会から答申をいただきたいということでございます。よって、あくまで審議会がこう言ったから必ずそうなるということではありません。方向性を定めていただきたいということでございます。

《C 委員》

確認ですが、資料 1 の 10 ページの赤字補填について、経費回収率 80%をクリアするためには赤字補填平均 8 千万円というのが必要ということでよろしいでしょうか。

《事務局》

その通りです。

《C 委員》

それでは、赤字補填は例えば、据え置きパターンの平均 2 億 7 千 5 百万円と②負担軽減パターンの平均 8 千万円の間あたりの 1 億 6 千万円とか、そういう数字にはできるのでしょうか。

《事務局》

80%に今どうしてもこだわらなくてもいいんじゃないかというご意見があればまた話は異なるのですが、事務局としては経費回収率 80%にはこだわりたいということでございまして、そこにこだわる中で赤字補填をさらに増やして改定率を抑えていくということは技術的には可能です。

《D 委員》

負担をなるべく少なくするということで、据え置き、独立採算、負担軽減という 3 パターンがあるんですけども、やはり今の改定率とかの説明を聞いておりますと、据え置きはもうダメだと思います。今日下水処理センターを見学させていただきましたが、まだ耐震ができてないところもあるんです。市として何を最も優先的に予算をつけるかというところで、私はやっぱり上下水道がなくなれば市全体がダメになるのではないかなと感じておりました。施設を全部回ってみたんですけども、まだ 10 年経っても耐震ができてない部分があるんですよ。自分の家でイメージすると、ヒビが入っているところは、もう一度地震が来るとボロボロでやられてしまうんですよ。ですから、上下水道の施設もなんとか最優先的に予算をもらって、やらなきゃダメなんじゃないかなと思っておられます。そのためにはやはり、据置パターンはダメだけど、①独立採算パターンは無理だろうな、②負担軽減パターンなんだろうなと感じています。

《E 委員》

パターンからすれば、家庭あるいは事業所のシミュレーションを見ると、なかなか特に企業がこの負担に耐えられるのかなという心配を強く持っております。できる限りこの負担の軽減を図っていただきたいと思っているところなんですけれども、経費回収率にこだわるとどうしても 24.5% 値上げせざるを得ないということなんですけど、令和 12 年までの推移を見ると、平均で 85.4% そして令和 12 年度に 80.0% になるということで、例えば前回の審議会で意見があったように、段階的改定などで急激な使用料の値上げをなんとか少しでも回避できるような方向性を提示していただき、模索していただきたいなと思っておられます。

《事務局》

段階的な改定の可能性については、次第の一番最後で資料を使って説明させていただきます。

《E 委員》

先ほど事務局から、国の政策制度によって、この経費回収率という概念が出てきたということでありまして、次の制度改革によって、下水道料金もかなり変わるのではないかと期待をもちています。その時にはまた柔軟に料金の方も見直していただければと思います。

《事務局》

国の下水道事業関係の関わり方というところは、下水道協会様などで情報をお持ちかと思いますが、先ほど説明した基準内繰入の考え方も国の方で検討しているということでありまして、地方への財政措置も良い方に向かってくれればと期待しているところでございます。

料金算定期間を4年間と定めたのは、そうやってこまめに見直しをかけ、その時々に合わせて最適な使用料のあり方を検討していきたいという部分もございますので、今後は水道料金も含め、こまめな検証、こまめな改定の検討をしていきたいと思っております。

《F 委員》

下水道というと、自分が使っている公共下水道というイメージしかありませんでしたが、今日の資料を見ると、実は公共下水道は黒字であって、他の特定地域生活排水処理が赤字が大きいようで、市全体のやはり大きな問題だということを認識することができました。

その中で改定率はどれくらいかというのは、やはり街中に住んでいることと事業をやっていることから、値上がりについては非常に懸念しています。特に事業をやる上で大きな影響が出ると本当に思っております。

先ほど話がありましたけれども、経費回収率などのように国の方針でいろいろ決まる中で、このような下水道の問題は全国的な問題だと思うので、今後国の方針等もいろいろ変わってくる可能性があると思います。

そういった意味で一度値上げをしてしまうと、なかなか下げるわけにはいかなくなると思うので、値上げについては非常に慎重に行ってもらいたいという思いがあります。そのため、上限付きで改定率を明記しない方針が望ましいし、その上で市の考え方も含めて、市がどれくらい赤字補填をするのかということも含めて議論をしてもらいたいと考えています。

《G 委員》

もう合併して20年も経って一度も料金改定が行われていないわけですし、十日町市はものすごく範囲が広いわけですので、経費がものすごくかかっていると思うんですよね。今はやはり物価が上がっている時ですので、本当はあげない方がいいんですが、他が上がっているのと同時に上げるのも、また一つ良いのではないかと考えています。

《H 委員》

私もやはり改定は必要だと思います。理想はパターン①の赤字補填の解消だと思うんですが、今の状況でやはり皆さんから納得いただけるのは、1回の値上げ率は20%以下ではないかと思っていまして、私たちとしては負担が一気に上がるというのはとても困ることです。市内の企業も市民にとってはやはり大事な雇用の場所でもありますし、そういう方々に大きな負担になることは、回り回って市民生活にも返ってくることだと思うので、できるだけ段階的な値上げのような形で、負担も少ない方が良くかと今のところ思っています。

《I 委員》

私も②負担軽減の方で賛成なんですけど、一度に上げてしまうと、企業だと 24.5%の値上げは、何十万というものすごい値上げもあり得るのかなという気がしておるので、企業になると、1年後の仕事も値段を決めていくという段階に入っている中で、何十万が毎月毎月となりますと、事業の雇用や売り上げにも大打撃があると思いますので、例えば初めが 20%なら 5%ずつ 1 年ごとに上げていくとか、そういう感じで最終的に独立採算型の 37.1%に近づけていくようなやり方をした方が、皆さんも心の準備ができるのではないかと思います。

《J 委員》

改定の水準については、この数字の出し方については一部正直疑義はございますけれども、現時点で事務局が導き出した最適解ということを前提にお話しさせていただきます。私としては理想はやはりパターン①を目指すべきだろうと思います。ただ、皆さんおっしゃるように急激な負担の増を考慮しまして、段階的にどう値上げするかはみなさんの意見を尊重した形で、落としどころを探っていくのが良いと思っています。

もう一つ、答申の表現については、基本的には何パーセントという数字があるとよりどころになると思っております。ただ、逆に数字を書いてしまうと、それに縛られてしまうことも考えられますので、例えば「何パーセントを目安に」「何パーセントを目指して」「段階的に」とかいう表現にはなろうかと思えますけど、後ほど事務局の方である程度裁量的に数字を調整できる部分を残した方がいいのかなと思っています。

《K 委員》

改定の必要性はやっていかないとけないという中で、目指すべきところはやはり独立採算の 37.1%になると思うんですが、そこにどうやって結びつけていくかというところを議論していかなくてはいけないと思っています。

一つ、資料 1 の 10 ページ「改定率の比較と値上イメージ」のところで、例として家庭（小）から事業所⑤までの 8 区分の値上がり額のイメージの表があるかと思うんですが、それぞれがどの程度の割合になっているのか教えていただきたいと思います。こういう言い方をするとちょっと語弊があるかもしれないんですが、家庭の部分については、改定率は当然同じになるわけなんですけれども、使用料収入金額的にはさほどでもないようなイメージが数字として出てくるのではないかと考えてはいるんですが、事業所の大きなところ、この事業所⑤の部分になってくると、何十万という値上がり額が出てくる中で、この分布の割合がどんな形になっているのか知りたいと思っておりますのでお願いします。

《事務局》

今ほどの割合の話については、この後資料を使って解説させていただきますが、100 m³以上のお客様が全体の 1.0%、50 m³～100 m³が 2.3%、残りは 50 m³未満という状況です。

《L 委員》

今日下水処理施設を初めて見学させてもらって、やはり資料で見るのと違って、実際自分の目で見ると、こういったところで自分たちの下水がきれいにされているのかと非常に勉強になりました。施設の老朽化ということが素人の私が見てもわかりました。そのための改修費用がこれから出ていくことは仕方ないことだと実際に見て改めて感じました。あと人口減少による有収水量の減少で、どうしても料金改定は必要になってくると最初から考えてはいました。料金改定の程度は、改定しないということは考えられないと思っておりまし、独立採算ができるパターン①の 37.1%を目指したいところなんですけれども、今ほど委員の皆様からも意見があったとおり、いきなりそんなに値上げするのなかなか難しいということなので、答申の表現については、最終的には 37.1%まで持っていけるような表現にできればと思っています。

《M 委員》

改定率は、公営企業における独立採算の原則を踏まえると、やはりパターン①の 37.1%があるべき改定率だと思います。パターン②については、一般会計からの赤字補填は永遠に保障されたものではないため、将来的に持続可能な下水道事業を目指すにはパターン①で独立採算を目指すのが理想だと思います。

続いて答申の表現については、審議会の趣旨を踏まえ、下水道事業の経営の観点からあるべき改定率を明確に提示すべきだと思います。お示しいただいている、上限付きの案については、独立採算のためには最低限パターン①の 37.1%が必要、経費回収率 80%を目指すには最低限パターン②の 24.5%が必要という趣旨だと思うんですが、これを上限と言ってしまうと間違った伝わり方をする可能性があるのではないかと思いますので、あまり良くないんじゃないかと思いました。改定率を明記しないものについては、審議会に求められている役割を踏まえると、これを明確に示すのが審議会の役割であると思いますので、明記しないというのもどうかと思いました。

《N 委員》

やはり独立採算が理想だと思うんですけれども、市民の負担を考えますと②負担軽減が望ましいと思いました。資料でもあった通り、十日町市は非常に人口密度が低いにも関わらず、これま

で料金水準が低いということもありましたので、そういった点からも引き上げはやむを得ないと思います。ただ、料金の改定率を、一般家庭と事業所、それぞれについてどういうふうにかということは、やはり市の経済的発展なども考えると、どちらかという事業所については改定率を高くしない、そういった方針の方が望ましいのではないかと考えています。

《会長》

委員の皆様ありがとうございました。その他、質問等も含めまして、さらに追加のご意見などはございませんでしょうか。

《事務局》

委員の皆様、大変貴重な意見、ありがとうございました。今ほど出た意見を事務局で取りまとめまして、一旦、答申の案という形で、1度たたき台のようなものを作成させていただきたいと考えております。次回以降、それをまたブラッシュアップしていただくような形になるのかなと考えております。大変ありがとうございます。

----- 《休憩》 -----

(2) 附帯意見について

①使用料体系の現状について

《会長》

それでは審議会を再開いたします。先ほどの最後にありましてとおり、事務局で委員の意見を参考に答申書の案の作成をお願いいたします。

続きまして、附帯意見にかかる審議です。次第4の(2)附帯意見についての①使用料体系の現状について、事務局から説明願います。

《事務局》

資料②修正版の4ページをご覧ください。ここから、下水道使用料の体系の制度はどうなっているのか、お話をさせていただければと思います。前提として、この資料は、先ほどの37.1%とか、24.5%とか、そういった率の話をするのではなくて、例えば37.1%を改定したとしたら、それを料金の体系に、つまり基本料金と従量料金のどこにどう落としこんでいくのか、そういった料金体系の資料になっていますので、今回の審議事項とはまた別の参考資料ということになっております。

では、資料の4ページ目でございます。下水道使用料の体系ですが、実はいろんな体系がございまして、十日町市の場合は、割とスタンダードといいますか、多くの自治体様が採用している、基本使用料と従量使用料という2つに分かれる、2部使用料制という制度を取っておりまして、さらに、多く使う方が多く負担していきましようという形の、逦増型という料金体系を取っています。

次に、6ページをお願いします。基本水量という言葉がありますが、名前は似ていますが基本料金・基本使用料と違う概念ですので、この基本水量を説明させていただきます。資料は難しい言葉で書いてありますが、要するに、十日町市の場合は、10 m³までは、従量使用料を取りません、基本料金・基本使用料の範囲内で使っていただけますよ、という料金体系にしています。その10 m³までというものを、基本水量と呼んでおります。よって、この基本水量を何m³にするのかとか、そもそも設けるのか設けないのかというところも、料金体系の検討に当たっては、論点となるところで。

次に8ページ目をお願いします。下水道使用料の体系の設定において、主な検討項目である4項目です。まず①が基本使用料と従量使用料の割合でございます。どこまで基本使用料にして、どこから従量使用料にするのか、という割合の話です。それと②で、先ほど申し上げた基本水量をどの程度にしていくのかという話です。③で、従量使用料の逦増度ですが、この表をご覧くださいと、11～25 m³が単価 181.5 円になっていまして、501 m³～だと単価 220 円ということで、単価がどんどん高くなっていくというような料金体系になっていますが、この単価がどのくらい高くなるのかという角度を表しているのが、逦増度という概念でございます。この角度をどの程度にするのかを考えていくのが、この逦増度の検討方法になります。それと、④が水量区画ということで、11～25 m³、26～50 m³などで区切っておりますけれども、この区切りをどうしていくのかというのが水量区画の検討でございます。

次の9ページでございますけれども、この4つの検討項目に対して、下水道協会様が作られている下水道使用料算定の基本的考え方に則った場合、どのような考え方が示されているのかということです。まず、①番の基本使用料と従量使用料の収入の割合でございます。専門的な話になりますけれども、経費を分解して、それぞれ性質に応じて配賦してください、ということが示されています。これは後ほど次のページでご説明させていただきます。②番の基本水量は、設定の方法は示されておらず、基本的には、基本水量なしの料金だけが示されています。③番の従量使用料の逦増度は、水量区分ごとの排水需要の変動に基づいた設定ということで、逦増度はつけてください、使う人が多く負担するような形にしてくださいということが、考え方としては示されております。そして④の水量区画ですが、設定方法は示されていないですが、3段階から9段階ぐらいが良いのではないか、ということが示されているというところでございます。

続いて 10 ページ目です。この後、下水道使用料算定の基本的考え方というものに基づいて、算定してみた使用料体系というのをご紹介するんですけれども、こういった考え方で計算しているのかというのを、ここから何ページかに渡って、簡単にご説明できればと思います。

10 ページ目ですが、こちらの左側の緑のボックスをご覧くださいと、上に維持管理費、下に資本費とありますが、要は掛かる経費を全て集めてきて、それを「需要家費」「固定費」「変動費」に分解し、これを基本使用料と従量使用料に分けていくという計算をしております。需要家費と固定費が、要は使用水量の多寡に関係なくと書いていますが、下水道を使おうが使わまいが掛かってくるコストというものになりますので、これは基本使用料に乗せます。それで変動費は使えば使うほど掛かるコストになってきますので、これを従量使用料に乗せるということが直感的ではあるのですが、実は固定費というのが大きいコストで、かなりのボリュームを占めています。8 割以上のコストが固定費となっておりますので、それを全部基本使用料に乗せてしまうと、基本使用料が高くなりすぎてしまって、一般家庭を圧迫するということがありますので、この固定費をいろんな基準で基本使用料と従量使用料に分けましょうということが示されているということでございます。

そして 11 ページ、これはもう本当に参考なんですけれども、それぞれ「需要家費」「固定費」「変動費」に分けると、こういった金額の算定結果になっております。固定費は 81.8%で、かなり大きなボリュームを占めております。

そして次の 12 ページ目ですが、固定費を基本使用料と従量使用料にどの割合で分けましょうかというところでございます。こちらは、下水道使用料算定の基本的考え方に例示されている比率として、基本使用料へ 30%と従量使用料へ 70%というものが示されておりますので、こちらに従って今回は計算させていただいております。

13 ページ以降は、他自治体様と比較してみましたので、それをご説明いたします。

14 ページでございます。新潟県内の 1 カ月あたりの基本水量です。一番左に十日町市の 10 m³を表示していますが、もうほとんどの団体様が 10 m³となっていて、県内では普通であるといえますか、他の団体様と足並みがそろっているという状況でございます。

そして 15 ページで、今度は基本使用料でございます。一番左に十日町市の税抜き 1,400 円を表示してまして、他市の平均が 1,403 円となっております。平均程度というような、基本使用料の数字となっております。

次の 16 ページで、従量料金の逦増度ということで、先ほど申し上げた、従量料金の単価が上がっていく角度でございます。こちらは一番左に十日町市の 1.2 を表示していますが、逦増度が高ければ高いほど角度がきついというか、角度が高いということになりますが、他団体平均が 1.5 となっておりますので、平均より少し下の逦増度となっております。また、他団体で突出した値

がありますので、平均値よりは中央値、要は真ん中の値と比べる方が良いと思っておりまして、その中央値 1.3 と比べても十日町市はそこまで乖離していないというところがございます。

次の 17 ページですが、他の自治体様と比較した結果のまとめになっております。まず、①番の基本使用料と従量使用料の収入割合ですが、基本使用料は県内の他の市と平均程度であって、標準的な設定となっています。この使用料と収入割合をデータとして取るのが難しいので、基本使用料で比較すると、こうなっております。また、※印で記載しておりますが、22 ページ以降で示しているような、下水道使用料算定の基本的考え方に基づく標準的な使用料体系との比較でも大きな偏りは見られません、ということでございます。

②の基本水量でございますが、先ほど申し上げたとおり、他団体でも 10 m³が最も多くなっております。引き続き、少量使用者への配慮から、これを保つことがいいのではないかと、ということです。

③ですが、従量使用料の逓増度でございます。これも県内他団体の中央値と比べると、概ね標準的というところがございます。これを減少させると、少量使用者への負担が大きくなりまして、逆に高くすると、大口使用者への負担が大きくなるということでございます。

最後、④の水量区画ですが、これも利用されている実態とは、分析すると乖離していないというふうに考えております。

19 ページ以降では、使用料体系の現状についてということで説明させていただきます。

19 ページです。各水量区画においてどのくらいの割合で使われているのかということでございます。このグラフの中で、左から 0 m³、1～10 m³、11～20 m³、…と水量区画ごとにどのくらい使っているのか、その件数を縦棒グラフにして並べていまして、やはり大きいのが 1～10 m³と 11～20 m³と 21～50 m³という、一般家庭の方々が入ってくる区画が件数として大きいというところがございます。51 m³以上になっていくと、件数としては大幅に減っていくということになっております。

次に 20 ページです。基本使用料と従量使用料の割合でございますが、令和 6 年度の実績でいくと、全体をまとめると基本使用料が 36.6%、従量使用料が 63.4%という割合になっております。

これらがあつた上で、21 ページから改定後の料金体系を試算した結果を出させていただいております。この表は税抜きになっております。表の左には改定前とありまして、これが今の料金体系になっております。その右が一律改定となっておりまして、この 21 ページ目は 37.1%改定した場合なんですけれども、一律に 37.1%を全ての料金体系に同じパーセンテージを乗せているというやり方です。その右に改定後（例）というものがあつて、これが下水道使用料算定の基

本格的考え方に沿って算定した料金体系ということになっております。これをご覧いただくよりも23ページを先にご覧になるとイメージしやすいかなと思います。

それでは23ページです。これは使用量に応じて、表で上から、10 m³使ったらいくらかかるのか、そして20 m³、50 m³、100 m³、200 m³、500 m³、1000 m³という、どのくらい使うといくらかかるのか、というものを並べている表になっております。一番右側の改定後（例）が下水道使用料算定の基本的考え方に沿って算定した料金体系の金額になっておりまして、これを一律改定と比較していくと、10 m³の場合は一律改定の方が高くなっております。逆に20 m³と50 m³のところは、改定後（例）の方が高くなっておりまして、100 m³より上のところは全て一律改定の方が高くなっているというような改定幅になっております。なので、一律改定をしていく、という方向性もあれば、こういった形で使用者の方の影響を考えて、料金体系を検討していくというところもあろうかなということでございます。そして、24.5%の方は、改定金額が少し減りますが、大きな傾向は変わりませんので、説明は割愛させていただきます。

《事務局》

今の資料の補足をさせていただきます。休憩前の審議事項（１）で議論させていただいたのは、全体として改定率をどのくらい上げましょう、という議論でございます。今ほどの審議事項（２）で説明をさせていただいたのは、全体で上げる改定率により、全体でこのくらい使用料が増えるよね、ではその増える使用料を、小口使用者の方に多く負担いただくのか、大口の方から多く負担いただくのかとか、どういう配分にするのか、配分割合を考えるのが今ほどの議論ということでございます。そもそも、現状の十日町市の配分割合がどんな感じなのかということで、トーマツ様から分析をしてもらった結果、県内自治体との比較ということではございますが、ほぼほぼ平均的な料金体系に、現状はなっているという説明でした。また、下水道協会様で例として出されている、固定費の配賦割合に基づいて、十日町市はどうかというところを分析してもらった結果からも、現状の料金体系が、そこまで特殊な形にはなっていないということがお分かりいただけたかと思います。最後、値上がり幅のご説明もあったかと思いますが、一律改定にしる、下水道使用料算定の基本的考え方で示されている例による改定にしる、これは現時点でのイメージということで、捉えていただきたいと思います。これがそのまま、料金改定の議会にかける議案になるというわけではありませぬので、ここは誤解なきようにお願いします。一つの例として、こういう改定もあり得るんだよということをお示ししたということでございます。

《会長》

ありがとうございました。今ほどの事務局からの説明について、ご質問やご意見、附帯意見としてのご要望はありますでしょうか。十日町市においては、料金体系は一般的であることと、逓増度についても説明がありましたが、附帯意見としてのご要望はありますでしょうか。

《O 委員》

逓増度に関してはできる限り緩くしていただきたいと思うんですが、そうすると市民の皆様の負担増につながるという説明でございましたが、そこは赤字補填になってしまうのかもしれないんですが、大口利用者やそれに準じるようなところは月 10 万円以上、年間で 120 万円から 130 万円の値上がりとなってしまいますので、できる限り逓増度は緩やかになるようお願いしたいと思っています。

《会長》

その他いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。それでは、特には無いようですので、議事を進めたいと思います。

②段階的改定について

《会長》

次に、事務局から②段階的改定についてを説明願います。

《事務局》

当日資料 2 をお願いします。前回の審議会の中で段階的な改定についてというご意見がございましたし、先ほどご意見の中でも段階的というお話がありましたので、段階的改定をするとうなるかというところをご説明させていただきたいと思います。資料は、それぞれパターン① 37.1%改定と、パターン② 24.5%改定を 2 段階にした場合のものになっております。

それでは 1 ページ目をご覧ください。結論から先に申し上げますと、2 段階にするためには、2 段階にすることによって使用料収入が減少する分、同じ額の赤字補填が追加で必要になりますという、単純明快な結論になりました。それを説明させていただきます。

まず、パターン①改定率 37.1%を 2 段階にする場合です。2 段階とした場合にも注意するポイントですが、今までの審議会の中でもお伝えしてきましたとおり、1 つ目が（A）使用料対象経費のうち維持管理費全額を使用料で賄えているか、2 つ目が（B）経費回収率 80%を維持できているか、3 つ目が（C）資金残高 1 億円、これは最低限の運転資金だと整理した額ですけれども、こ

れを維持できているかが、2段階にしたとしても守られていないといけないポイントとなります。それでは、下の表で、まず、2段階にした時の下水道使用料がどうなるかについてです。段階区分、つまり段階のやり方ですけれども、今回は単純に半分ずつ2段階にしまして、令和8年度に1段階目の18%、令和10年度に2段階目のプラス19.1%として試算をさせていただきました。1回で37.1%を改定する場合に対して、赤①と表示してある行が2段階の使用料収入となりますが、比較差し引きでは、令和8年度で7千1百万円ほどの収入減、令和9年度では1億4千万円ほどの収入減、令和10年度では6千9百万円ほどの収入減となります。

それでは、先ほどの守らなければならないポイントの確認になりますが、まず、(A) 維持管理費を使用料で賄えているかについては、赤①の2段階改定の使用料と赤②の維持管理費を比較していただいて、これは令和12年度まで大丈夫ですということがわかります。次に、(B) 経費回収率ですが、収入は減少となるんですが、令和8年度から令和12年度まで80%以上を維持できております。ここまではいいんですけれども、次に(C) 資金残高が問題でして、令和9年度からは1億円を維持するどころか、そもそも資金が枯渇をしてしまいます。これは結局、使用料収入が減ってしまうためでありまして、では、資金残高を1億円維持するためにはということで、下に行くんですけれども、単純に追加の赤字補填が必要になります。表の右側の外で矢印で示してあるんですけれども、単純に使用料の減収分と同額の追加の赤字補填約2億8千万円がないと、資金残高1億円の維持ができないということになります。最後に、表の一番下に追加の赤字補填を入れた後の資金残高をお示ししてあります。ここで注意点というか補足なんですけれども、赤④で資金残高マイナスになっている額と、追加の赤字補填の額が違います。例えば令和11年度で見ると、資金残高のマイナスが1億8千万円に対して、追加の赤字補填が0になっておりまして、追加の赤字補填が無くていいのかと思われるかもしれないんですけれども、この資金残高というのが累積の値になっておりまして、これに対して赤字補填は単年度に入れる額になりますので、そもそも数値の考え方が異なりますので、ここはリンクしないということになっております。この表の見方のかみ砕いて説明すると、令和11年度の累積のマイナス1億8千万円をクリアするために、それまでに赤字補填をトータルで2億8千万円入れておかなきゃいけない、とお考えいただければよいのかなと思います。それでは表を見ていただくと、必要な赤字補填を追加で入れれば、当然ながら令和8年度から令和12年度まで、資金残高1億円を維持できまして、また、第2回審議会の「資料1（別紙）追記」の投資財政計画にも沿った形、同じ数値になっていることがご確認できるかと思います。

それでは次に2ページをご覧ください。今度はパターン②改定率24.5%を2段階にする場合になります。注意するポイントは先ほどと同じです。まず2段階にしたときの使用料がどうなるかですが、こちらも単純に半分ずつ2段階ということで、令和8年度に1段階目の12%、令和

10 年度に 2 段階目でプラス 12.5%として試算をしてみました。1 回で 24.5%改定する場合に対し、赤①の使用料収入となり、比較差引では令和 8 年度で 4 千 6 百万円ほどの収入減、令和 9 年度では 9 千 1 百万円ほどの収入減、令和 10 年度では 4 千 5 百万円ほどの収入減となります。それでは守らなければならないポイントですが、先ほどと同様に確認していきますが、(A) 維持管理費を使用料で賄えているかと、(B) 経費回収率 80%以上の 2 つについては大丈夫でした。やはり、(C) 資金残高がこちらも同様に、令和 9 年度には 1 億円を維持できなくなってしまいます。では、資金残高を 1 億円維持するためには、ということで、こちら単純に追加の赤字補填が必要となりまして、表の右外に矢印で示してあるとおり、単純に使用料の減収分と同額の追加の赤字補填約 1 億 8 千万円が必要となりますが、実はこの改定率 24.5%の方は、すでに各年で平均 8 千万円の赤字補填を入れているという中で、さらに追加で赤字補填約 1 億 8 千万円が必要になりますので、令和 8 年度から令和 12 年度での赤字補填の総額が約 5 億 9 千万円になってしまうということになります。

最後にご注意いただきたいのですが、赤字補填を入れれば、技術的に段階的な改定は可能になるのですが、赤字補填を入れれば最終的な改定率を下げれるかというと、そうではなくて、あくまで経費回収率というのは、下水道使用料収入がいくらになるかが勝負になりますので、令和 12 年度に経費回収率 80%クリアするためには、令和 12 年度には 24.5%までもっていかなければならないということにご留意いただければと思います。

《事務局》

今ほどの説明の補足をさせていただきます。前回の審議会で、パターン①を段階的にできるかどうかという質問がありましたので、今回こういったお話をさせていただきました。結論からすると、可能ということです。1 段階目として 2 年間で 18%上げて、その次に 19.1%上げるということで、経費回収率を満たした中で可能です。ただし、追加の仕送りが、赤字補填ゼロを想定していたパターンで、そこはちょっと崩れてしまうのですが、約 2 億 8 千万円必要なので、この繰入れの是非がどうかというところになろうかと思います。ちなみに、もう少し先の話をしてしまうと、37.1%をいずれは目指さなければいけないのは、変わらないということでもあります。令和 10 年度に 37.1%をこのパターンだと達成します。今のシミュレーションでは、もちろんここで確約できるお話ではないのですが、37.1%上げれば、令和 15 年度くらいまでは、何とかその後の料金改定はしなくても済むんじゃないかという見込みになっているというところでございます。

2 ページ目をお願いします。パターン②の改定率 24.5%というものは、そもそも 37.1%に向けた段階的な改定という、事務局としてはそういう意味合いもあったわけですが、さらにここを

負担軽減を図ろうと、段階的にさらにできるのかということで、これも技術的には可能です。経費回収率 80%をクリアした中で可能だということです。ただ、追加の仕送りが約 1 億 8 千万円必要になるということです。率については、前半 2 年が 12%増、後半 2 年がさらに 12.5%増になるということです。この先どうなのということではありますが、今ほどずっと書いてありますが、37.1%を目指すというところは当然でございますので、4 年後に 24.5%の引上げにとどまっている以上は、残りの足りない分をどこかで引上げをするその必要性は、実際にするかどうかは別として、その必要性は常に生じているという状況になります。段階的な改定を望むようなご意見があるようであれば、このあたりを踏まえた答申になるのかなということですので、よろしくお願いいたします。

《会長》

ありがとうございました。今ほどの事務局からの説明について、ご質問やご意見、附帯意見としてのご要望はありますでしょうか。

《P 委員》

段階的改定ではなく、一気に改定率 24.5%の場合ですと、赤字補填額の総額はいくらになるのでしょうか。

《事務局》

2 段階にせず一気に改定率 24.5%の場合の赤字補填額は約 4 億円です。それを 5 年間で割ると年平均 8 千万円となります。

《事務局》

先ほど、休憩前の③答申（案）の作成に向けた意見の整理の部分で、37.1%を目指すべきなんだけれども、段階的にということを要望されるご意見が多かったです。例えば、H 委員がおっしゃった 20%というような話とか、I 委員がおっしゃった 5%ずつ上げていくみたいなのは、今のこの話につながる部分がありますので、ここらへんをどう望まれるのか、委員のイメージに合致するものなのかというところは、今のうちに意見を頂戴したいところです。

《Q 委員》

基本は独立採算ということは十分承知しているんですけども、今までの審議会の中で経費回収率 80%をクリアするということが大前提だと思っております。理想の改定率 37.1%はよく理解できるんですけども、市民負担あるいは企業のかかなり強い経費負担の高さを考えると、経費

回収率 80%が維持できるのであれば、パターン②24.5%の 2 段階でぜひお願いしたいと思います。

《会長》

その他、ご要望などございますでしょうか。よろしいでしょうか。特には無いようですので、以上をもちまして、本日の審議は終了しました。これにて、議長の役を解かせていただきます。以降の進行は、事務局にお返ししますのでよろしくお願いいたします。

《事務局》

小松会長、大変ありがとうございました。また、委員のみなさまも長時間お疲れ様でした。貴重なご意見大変ありがとうございました。

5 その他

《事務局》

それでは 5 番のその他につきまして、次回の開催について触れさせていただきます。

第 4 回は、既にご案内のとおり、10 月 8 日木曜日に開催をいたします。当日は、これまでの審議会の状況を踏まえまして、先ほど申し上げました、答申の作成が中心となります。事務局の方でたたき台のようなものを、事前送付させていただきまして、意見調整を図りたいと思っております。その上で、当日に臨みたいと思っております。当日はその叩き台をブラッシュアップしたものを、さらにブラッシュアップさせていただければと思っております。

その他の報告は以上となります。全体を通してでも結構ですので、何かございましたらご発言をお願いいたします。それでは特に無いようですので、5 その他は以上とさせていただきます。

6 閉会

《事務局》

以上をもちまして、令和 7 年度第 3 回審議会を終了させていただきます。長時間大変お疲れ様でした。